

## 体験活動の推進に関する政策動向の検証

——学習指導要領一部改正(2003年)から全面改訂(2008年)までの動きに着目して——

林 幸 克

### 1 はじめに

学習指導要領は、国が定める教育課程の基準であり、各学校はそれに基づいて教育課程を編成・実施する。この学習指導要領はおよそ10年に1回の頻度で改訂されるもので、現行学習指導要領の改訂(小中学校1998年、高等学校1999年)を経て2008年に小中学校の新学習指導要領が告示された。現行学習指導要領の特徴として、「生きる力」(①自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性、③たくましく生きるための健康や体力)の育成の中核を担う総合的な学習の時間を新設したこと、2002年度からの完全学校週5日制に対応し、教育内容が3割削減されたことなどを指摘することができる。

しかし、各界からの子どもの学力低下批判を受け、文部科学省はそれに対応する形で「確かな学力向上のための2002アピール「学びのすすめ」」(2002年1月)を発表した。そこでは、学習指導要領は最低基準であるとし、発展的な学習や放課後を使った補充的学習、少人数授業や習熟度別指導を行うなど学力の向上に関する積極的な見解を示した。

そして、2003年に学習指導要領一部改正を行い、「確かな学力」を育成し、「生きる力」を

育むというねらいの一層の実現を図るために、次の3点を示した。第1点は、学習指導要領の基準性を踏まえた指導の一層の充実である。ここでは、学習指導要領に示しているすべての児童生徒に指導する内容等を確実に指導した上で、児童生徒の実態を踏まえ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導できることが明確にされた。第2点は、総合的な学習の時間の一層の充実である。総合的な学習の時間のねらいとして、各教科等で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活に生かし、それらが総合的に働くようにすることが追記された。第3点は、個に応じた指導の一層の充実である。その充実のための指導方法等の例示として、学習内容の習熟の程度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導等が追記された。そして、指導内容の確実な定着を図るため、必要がある場合には、指導方法・指導体制の工夫改善を図りながら、学校教育法施行規則に定める各教科等の年間授業時数の標準を上回る適切な指導時間を確保するよう配慮することが明示された。

ゆとりの中で体験活動等を通した「生きる力」の育成を図ることが主眼であった現行学習指導要領であったが、一部改正により学力重視の方向性も大きく視野に入れたことが明らかである。こうした流れの中で新学習指導要領が告示されたわけであるが、主な改善事項として6点(①言語活動の充実、②理数教育の充実、③伝

統や文化に関する教育の充実、④道德教育の充実、⑤体験活動の充実、⑥外国語活動の充実）が挙げられる。本研究では、この中の体験活動の充実に焦点を当てる。現行学習指導要領において目指された「生きる力」は、体験活動によって拓かれていく可能性が大きいものと思われるが、その「生きる力」の育成が、学習指導要領一部改正により、基本方針に変更はないというものの学力を意識したものとなったことは否めない。その流れの中であって、改めて新学習指導要領において体験活動の充実が示されている。そこで、学習指導要領一部改正から新学習指導要領告示までの期間を中心に、体験活動に関してどのような政策が展開され、その結果として現在どのような状況に至っているのかを検証し、今後の政策動向の方向性を検討する。

## 2 主要答申における体験活動に関する記述（表1）

### （1）学習指導要領一部改正（2003年）以前

現行学習指導要領で、ボランティア活動の語が初めて登場し、特別活動や総合的な学習の時間を中心とした学校教育の様々な場面でボランティア活動等の体験活動が行われるようになった。

その体験活動に関して、教育改革国民会議「教育を変える17の提案」（2000年）では、人間性豊かな日本人を育成するために「奉仕活動を全員が行うようにする」ことが提案された。この報告を受ける形で、文部科学省が「21世紀教育新生プラン」（2001年）を発表し、7つの重点戦略を示した。その中の「多様な奉仕・体験活動で心豊かな日本人を育む」について、奉仕活動・体験活動のさらなる充実を図るために一部法改正を行った。「学校教育法の一部を

改正する法律」（2001年）と「社会教育法の一部を改正する法律」（2001年）において、前者では学校教育における、後者では地域社会におけるボランティア活動等社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の促進が明記された。

中央教育審議会は「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」（答申、2002年）で、ボランティア活動等のさらなる振興のための提言を行った。主に教育制度の整備によってボランティア活動に関わる社会的認知を高めることが謳われており「高校入試においてボランティア活動等を積極的に評価する選抜方法等を工夫する、高校生等が行う学校や地域におけるボランティア活動などの実績を記録する「ヤング・ボランティア・パスポート（仮称）」を都道府県や市町村単位で作成し活用する」ことなどが提唱された。また「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（中間報告、2002年）では、具体的な政策目標の例として「地域におけるボランティア活動や自然体験活動などの奉仕活動・体験活動の機会を充実し、小・中学校で全員が体験することを旨とする」ことなどが挙げられた。

### （2）学習指導要領一部改正（2003年）以降

#### ①中央教育審議会における記述

##### 1) 2005年代

中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」

「子どもが成長し自立する上で、実現や成功などのプラス体験はもとより、葛藤や挫折などのマイナス体験も含め、「心の原風景」となる多様な体験を経験することが不可欠である。しかしながら、少子化、核家族化が進行し、子どもどうしが集団で遊びに熱中し、時には葛藤しながら、互いに影響し合って活動する機会が減少するなど、様々な体験の機会が失われている。また、都市化や情報化の進展によって、子どもの生活空間の中に自然や広場などといった遊び場が少

なくなる一方で、テレビゲームやインターネット等の室内の遊びが増えるなど、偏った体験を余儀なくされている。」

中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」

「小・中・高等学校の各学校段階を通じて、自然体験、職場体験、就業体験（インターンシップ、デュアルシステム）、奉仕体験などの体験活動を計画的・体系的に推進する必要がある。ニートやフリーターの問題が指摘される中、キャリア教育の推進が求められており、このような観点からも、苦勞して成果をあげる体験は意義が大きい。さらに、少子化の中で、兄弟姉妹の少なくなっている子どもたちが年齢や学年、学校種を超えて交流する機会や、自然の中での長期の集団宿泊体験の機会などを拡大することが必要である。」

少子化や核家族化、都市化、情報化の進行といった今日の子どもの置かれた社会的状況を勘案し、体験活動の機会を意図的に設定する必要があることを示した。また、発達段階に応じて、キャリア教育との関連で体験活動を捉える意義についても言及された。

## 2) 2006年代

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会審議経過報告

「体験は、体を育て、心を育てる源である。子どもには、生活の根本にある食を見直し、その意義を知るための食育から始まり、自然や社会に接し、生きること、働くことの尊さを実感する機会を持たせることが重要である。生活や学習の良い習慣をつくり、気力や体力を養い、知的好奇心を育てること、社会の第一線で活躍する人々の技や生き方に触れたり、自分なりの目標に挑戦したりする体験を重ねることは、子どもの成長にとって貴重な経験となる」

「発達の段階に応じて、自然体験、社会体験、職場体験、文化体験等の適切な機会を設定することが求められる。身近な実生活とのかかわりの中で、実感を持って各教科等の知識や技能を習得できるようにすることが重要である。また、その知識や技能を実生活において生かしていくという視点を持たせることも重要である。」

「小学校・中学校・高等学校を通じて、奉仕体験、長期宿泊体験、自然体験、文化芸術体験、職場体験、就業体験（インターンシップ、デュアルシステム）などの体験活動を計画的・体系的に推進することが必要である。特に、ニートの問題が指摘される中、キャリア教育の推進が求められている。例えば、中学校において5日間以上の職場体験を行う「キャリア・スタート・ウィーク」などを通じて社会や職業を体験させ、生活や人生の実感を持たせることが重要であり、このことが学習意欲の喚起や自尊感情の形成につながる。」

2005年までに出了された一連の答申を受けて、改めて発達段階を考慮した体験活動を展開することの重要性を指摘した。その際、通常の教科学習の充実化を図るためにも、その学習成果を体験活動で活用できるように改善し、実感を伴った学習を進めることで、教科学習と体験活動の相乗効果をもたらすことを意識していることがうかがえる。また、キャリア教育との関連で職業意識の啓発も継続して重要な視点として掲げている。

## 3) 2007年代

中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」

「青少年の自立への意欲を高めるためには、運動・スポーツや自然体験活動、文化芸術体験活動、仲間と交流する活動等の多様な体験が必要不可欠である。しかし、現代の青少年はこれらの体験が少ない生活を送っており、日常生活の中で自らの力で多様な体験活動に取り組み、自立への意欲を高めることを期待するのは大変難しい状況にある。このため、運動・スポーツや自然体験活動、文化芸術体験活動、仲間と交流する活動をはじめとした多様な活動を青少年が体験できるよう、その機会を組織的・計画的に提供して、体験活動を通じた学習習慣を青少年の生活に根付かせることが必要である。」

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」

「親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動は、他者、社会、自然・環境との直接的なかかわりという点で極めて重要である。体験活動の実施については、家庭や地域の果たす役割が大きく、学校ですべてを提供することはできないが、家庭や地域の教育力の低下を踏まえ、きっかけづくりとしての体験活動を充実する必要がある。体験活動は活動しただけで終わりでは意味がない。体験したことを、自己と対話しながら、文章で表現し、伝え合う中で他者と体験を共有し広い認識につながることを重視する必要がある。」

「子どもたちは、他者、社会、自然・環境の中での体験活動を通して、自分と向き合い、他者に共感することや社会の一員であることを実感することにより、思いやりの心や規範意識がはぐくまれる。また、自然の偉大さや美しさに出会ったり、文化・芸術に触れたり、広く物事への関心を高め、問題を発見したり、困難に挑戦し、他者との信頼関係を築いて共に物事を進めたりする喜びや充実感を体得することは、社会性や豊かな人間性、基礎的な体力や心身の健康、論理的思考力の基礎を形成するものである。このように、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動、文化芸術体験活動といった体験活動は、他者、社会、自然・環境との直接的なかかわりという点で極めて重要である。これらの体験活動の充実には家庭や地域の果たす役割が大ききことを前提としつつも、核家族化や都市化の進行といった社会の変化やそれを背景とした家庭や地域の教育力の低下等を踏まえ、学校教育における体験活動の機会を確保し、充実することが求められている。」

学校と家庭、地域社会がそれぞれの役割を遂行しながら青少年の体験活動を支援する必要があることが示された。特に、青少年教育施設の在り方について言及し、その効果的な活用が重要であるとした。また、体験活動を推進するためには、学校だけではなく、家庭や青少年教育施設も含めた地域社会の協力が必要不可欠であるとしながらも、家庭や地域社会の教育力低下

は否めないという見解を示した。そのため、学校を中心としたきっかけ作りとしての体験活動の充実化が求められることを示唆した。

#### 4) 2008年代

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」

「体験活動をその場限りの活動で終わらせることなく、事前に体験活動を行うねらいや意義を子どもに十分に理解させ、活動についてあらかじめ調べたり、準備したりすることなどにより、意欲をもって活動できるようにするとともに、事後に感じたり気付いたりしたことを自己と対話しながら振り返り、文章でまとめたり、伝え合ったりすることなどにより他者と体験を共有し、広い認識につなげる必要がある。これらの活動は、国語をはじめとする言語の能力をはぐくむことにもつながるものである。」

「学校教育においては、自己が明確になり、自覚されるようになる小学校の時期においては、自然の偉大さや美しさに出会ったり、身近な学校の仲間とのかかわりを深めたりする自然の中での集団宿泊活動、・大人在社会で責任を果たしていることに気付き、進路を自分の問題として考え始める中学校の時期においては、職場での体験を通して社会の在り方を垣間見ることににより勤労観・職業観をはぐくむ職場体験活動、・自分と他者や社会との関係について考えを深める高等学校の時期においては、人に尽くしたり社会に役立つことのやりがいを感じることで、自分の将来展望や社会における自分の役割について考えを深めることが期待できる奉仕体験活動や就業体験活動、をそれぞれ重点的に推進することが適当である。特に、職場体験活動や就業体験活動は、キャリア教育の視点からも重要な役割を果たすものである。」

中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」

「子どもたちの「生きる力」を育む重要な基盤は学校教育である。しかしながら、これは学校教育のみではなく、実社会における多様な体験等と相まって育まれ伸長していくものである。このため、子どもたちが学校の内外で、その発達段階に応じて「生きる力」を育むことができるような環境づくりが求められる。」

「学校教育内外で、子どもたちがその発達段階に応じて身に付けることが望ましい能力を総合的にとらえ、その上で、学校教育外で育むことが望ましいものについて検討することは、生涯学習の理念に沿ったものであるといえる。」

体験活動の体験そのものはもちろんであるが、その効果の向上・定着を図るためには、その体験活動の前後に位置する事前学習・事後学習がより重要となること、また、体験の共有化の段階で様々な言語活動が求められることが示された。さらに、学校教育における子どもの発達段階を考慮した体験活動の展開、キャリア教育重視の姿勢を持つことの必要性が引き続き指摘された。また、生涯学習との関連について、学校外の活動を重視する姿勢もあわせて明示された。

## ②教育再生会議における記述

教育再生会議第一次報告「社会総がかりで教育再生を」

「すべての子供に規範を教え、社会人としての基本を徹底する」を示した。それに関して、「社会人として最低限必要な決まりをきちんと教える」という観点から「家庭、学校、地域の責任、学習指導要領に基づく「道徳の時間」の確保と充実、高校での奉仕活動の必修化、大学の9月入学の普及促進」を示した。

○学校は、子供たちに、決まりを守ることの意義や大切さ、社会における規範、自由で公正な社会の担い手としての意識、国民の義務や様々な立場に伴う責任を教える。その際、**集団活動、集団生活体験、スポーツ**などを積極的に活用する。○学校は、「道徳の時間」について十分な授業時間を確保し、体験的活動や心に響く教材を取り入れる。○高校で**奉仕活動**を必修化する。○既に約150の大学で行われている秋季入学（9月又は10月入学）を普及促進し、入学前の半年間に**奉仕活動、ボランティア活動、海外支援活動**等の多様な体験を通じ豊かな感性や徳目を身に付けるようにする。「父母を愛し、兄弟姉妹を愛し、友を愛そう」という観点から「体験活動の充実」を示した。

○都市と農山漁村の交流のための長期**集団宿泊体験・「国内留学」、自然体験、奉仕活動、ボランティア体験、職業体験**等の計画的・体系的推進と環境

整備を図る。**体験や奉仕活動、集団活動、スポーツ**などにより、規律、奉仕の精神、社会のルール、相互扶助の大切さや達成感を学ぶ。○コーラス・合奏・演劇・写生・創作といった芸術・文化活動を通じて心を豊かにする。○30人31脚、大縄跳びなど**集団スポーツ活動、ロボット・コンテスト**などのグループで取り組む学習活動等を通じて心身を鍛え、達成感を共有させる。

教育再生会議第二次報告「社会総がかりで教育再生を」

「学校と地域が連携しながら徳育を実施し、**自然体験や職業体験**を行うことで、子供たちは、命の尊さや自己・他者の理解、自己肯定感、働くことの意義、さらには社会の中での自分の役割を実感できるようになります。」とした。

「提言2 様々な体験活動を通じ、子供たちの社会性、感性を養い、視野を広げる」として、「**全ての子供に自然体験（小学校で1週間）、社会体験（中学校で1週間）、奉仕活動（高等学校で必修化）を**」を掲げた。

○学校は、子供たちの成長段階や地域の実情を踏まえ、全ての学校段階において**体験・奉仕活動**を実施する。

・小学校で、1週間の**集団宿泊体験や自然体験・農林漁業体験活動**を実施。・中学校で、1週間の**職場体験活動**を実施。・高等学校で、**奉仕活動**を必修化。

教育再生会議第三次報告「社会総がかりで教育再生を」

7つの柱の1つとして「徳育と体育で、健全な子供を育てる～子供たちに感動を与える教育を～」を掲げた。その柱を構成するものとして「**体験活動により子供の心と体を育てる**」があり、その中で、「**小学校での自然体験活動、中学校での社会体験活動、高等学校での奉仕活動を推進する**」ことを明記した。

教育再生会議最終報告「社会総がかりで教育再生を」

「**体験活動、スポーツ、芸術文化活動**に積極的に取り組み、幼児教育を重視し、楽しく充実した学校生活を送れるようにするとともに、**ボランティアや奉仕活動**を充実し、人、自然、社会、世界と共に生きる心を育てる。」ことを示した。

小学校から高等学校まで、それぞれの発達段階に見合った体験活動を行うことを謳っている。教育改革国民会議の時と同様に、当初は必

修化という義務的・強制的な体験活動を想定していたが、徐々にそのトーンが弱まってきていることがわかる。また、他者との交流を通して社会性を育成することや1週間という一定期間継続して体験することを示していたが、それも必修化と同様にトーン・ダウンしている。全体として、家庭や地域社会との連携の重要性を認識しつつも、学校が中心となって推進せざるを得ないことを示しているものといえる。

なお、内閣総理大臣の私的諮問機関である教育再生会議とは性質を異にするが、内閣府経済財政諮問会議「経済財政改革の基本方針2007」の存在も看過できない。議論の内容が教育再生会議と類似した部分があり、その後の中央教育審議会での議論や学習指導要領改訂の議論に与えた影響は少なくないと考えられる。

内閣府経済財政諮問会議「経済財政改革の基本方針2007」

改革のポイントとして「小学校で1週間の自然体験、中学校で1週間の社会体験を実施し、高等学校で奉仕活動を必修化する。また、徳育を「新たな枠組み」により、教科化し、多様な教科書・教材を作成する。」ことを示した。そのための具体的な手段として、「体験活動の推進」を掲げ、「すべての子どもが自然体験（小学校で1週間）、社会体験（中学校で1週間）、奉仕活動（高等学校で必修化）を経験」することを示した。

### （3）新学習指導要領（2008年）における記述

一連の教育再生会議の議論や内閣府経済財政諮問会議の議論、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」、中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」を踏まえて、2008年2月に幼稚園、小学校、中学校の学習指導要領案が公表され、2008年3月に新しい学習指導要領が告示された。新学習

指導要領（中学校）における体験活動に関する主な記述は以下の通りである。

（総則）道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。

（道徳）職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

（総合的な学習の時間）自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

（特別活動）幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること

具体的な体験活動として、職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動などが挙げられていることがわかる。これは道徳、総合的な学習の時間、特別活動といった教科外教育課程に共通しているもので、体験活動の主たる実践の場合は、教科外の教育活動の中にあると捉えることができる。また、体験活動の在り方について、振り返り学習の充実化を謳っていることもこれまでの学習指導要領には見られなかった特徴の一つである。一連の答申等でも触れられているように、キャリア教育との関連で各種体験活動が捉えられていることも明らかである。

## 3 文部科学省の政策動向

それでは、こうした答申などで言及されて

体験活動の推進に関する政策動向の検証

表 1 体験活動に関する記述がある主要答申等

| 年    | 名称（月／日）                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1998 | 教育課程審議会答申「幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」（7/29）<br>学習指導要領告示（小学校・中学校）（12/14）                                                                                                                                                   |
| 1999 | 学習指導要領告示（高等学校）（3/29）<br>生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす一生涯学習の成果を生かすための方策について」（6/9）<br>生涯学習審議会答申「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ―「青少年の〔生きる力〕をはぐくむ地域社会の環境の充実方策について」―（6/10）                                                                                      |
| 2000 | 教育改革国民会議「教育を変える 17 の提案」（中間報告 9/22，最終報告 12/22）                                                                                                                                                                                                |
| 2001 | 文部科学省「21 世紀教育新生プラン」（1/25）<br>学校教育法の一部を改正する法律（6/28）<br>社会教育法の一部を改正する法律（6/29）                                                                                                                                                                  |
| 2002 | 文部科学省「確かな学力の向上のための 2002 アピール「学びのすすめ」」（1/17）<br>中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」（7/29）<br>中央教育審議会答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」（9/30）                                                                                                           |
| 2003 | 青少年育成推進本部決定「青少年育成施策大綱」（12/9）<br>学習指導要領一部改正（12/26）                                                                                                                                                                                            |
| 2005 | 中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（1/28）<br>中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」（10/26）                                                                                                                                                      |
| 2006 | 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会審議経過報告（2/13）<br>中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（7/11）<br>教育基本法改正（12/15）                                                                                                                                                |
| 2007 | 教育再生会議「社会総がかりで教育再生を」（第一次報告 1/24，第二次報告 6/1，第三次報告 12/25）<br>中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」（1/30）<br>中央教育審議会（中間報告）「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（1/30）<br>内閣府経済財政諮問会議「経済財政改革の基本方針 2007」（6/19）<br>中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」（11/7） |
| 2008 | 中央教育審議会答申「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（1/17）<br>教育再生会議「社会総がかりで教育再生を」（最終報告 1/31）<br>学習指導要領案公表（幼稚園，小学校，中学校）（2/15）<br>中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」（2/19）<br>学習指導要領告示（小学校，中学校）（3/28）                          |

いる体験活動に関して、文部科学省がその推進のための施策をどのように展開してきたのかを概観する。青少年白書をもとに2003年度から2007年度の施策とその内容をまとめたものが表2である。そして、その施策の変遷は表3に示すとおりである。

施策の内容に着目すると、具体的な体験活動として、「長期自然体験」「野外活動等の自然体験活動」「体験型環境学習」「文化体験」「社会奉仕体験活動や自然体験活動」「自然体験や生活体験」「奉仕活動」「スポーツや文化活動」「ボランティア活動」「社会体験活動」「文化ボランティア活動」「体験・交流活動」「自然体験や社会体験」「文化芸術活動」「文化活動」「伝統文化に関する活動」などが列挙されている（表2中のゴシック体・アンダーライン）。

これらをその内容に即して分類すると、「奉仕活動・ボランティア活動の推進」「自然体験活動の推進」「環境学習の推進」「文化体験の推進」「青少年の自立支援」「体験活動への助成」となる（表3）。

「奉仕活動・ボランティア活動の推進」に関してみると、事業の名称は変わりながらボランティア活動を中心とした子どもの体験活動の推進を進めていることがわかる。「自然体験活動の推進」では、「豊かな体験活動推進事業」として一貫して自然体験を中心とした体験活動の推進を図っている。「環境学習の推進」では、関係省庁と連携しながら体験型の環境学習を展開している。「文化体験の推進」では、事業名の変更はあるものの子どもの文化体験プログラムの推進を進めている。この文化体験に関しては、近年になり事業数が増加していることを勘案すると、その位置づけを重視する傾向にあることがうかがえる。これらはすべて、子ども自身の体験活動を促進するとともにそれを支援す

る環境・体制整備も含めて捉えているものと推察される。

「青少年の自立支援」も同様で、青少年の体験活動とそれを取り巻く環境整備の充実化が示されているが、とりわけキャリア形成を意識した取り組みになっている点が特徴的である。中央教育審議会等の中でも再三、体験活動との関連でキャリア教育の必要性が謳われてきたわけであるが、それが「社会性」「自立」をキーワードにしながら、事業として反映された形になっている。

「体験活動への助成」については、他の事業が行政主導で直接的に子どもの体験活動を推進する趣旨のものであったのに対して、民間団体を媒介として間接的に体験活動の推進を助成するものであるといえる。これは2003年度以前から「子どもゆめ基金」として一貫して行われているもので、民間団体の独自性を活かした体験活動の展開を期待しているものとみることができる。

#### 4 体験活動の現状

このように様々な体験活動に関して、進捗状況や社会情勢を加味しながら体験活動とその支援体制の整備まで、継続的・発展的に事業が実施されてきている。では、その成果として、子どもの体験活動は具体的にどのような状況になってきたのかを各種データをもとに考察してみよう。

子どもの体験活動として、中学生・高校生の自然体験に着目したい。表4は、国立青少年教育振興機構、国立オリンピック記念青少年総合センターが実施した調査結果をまとめたものである。

3回の調査を通して、体験した割合（「何度

表2 文部科学省における体験活動の推進に関する主な施策

| 施策名(実施年度)                              | 内容                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業(2003～2004年度) | 地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、全国的なフォーラムの開催等の社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、推進体制の計画的な整備充実や、地域の実情に即した子どもの多様な活動促進を図るためのモデル事業を実施する。                                                                                  |
| 地域子ども教室推進事業(2004～2006年度)               | 未来の日本を創る心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、学校等を活用して、緊急かつ計画的に子どもたちの居場所(活動拠点)を整備し、地域の大人の教育力を結集して、安全管理員・活動指導員として配置し、子どもたちの放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する。                                                      |
| 地域ボランティア活動推進事業(2005～2006年度)            | 地域の教育力の再生を図るため、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行う事業を実施し、ボランティア活動の全国的な展開を推進する。                                                                                                                                    |
| ボランティア活動広報啓発・普及事業(2005～2006年度)         | 国民一人一人が、日常的にボランティア活動を行い、相互に支え合える地域社会を実現するため、ボランティア活動推進フォーラムの開催や広報啓発・普及活動を実施し、地域社会全体でボランティア活動を推進していく気運の醸成を図る。                                                                                                    |
| 放課後子ども教室推進事業(放課後子どもプラン)(2007年度)        | 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な方々の参画を得て、様々な体験・交流活動や学習活動等を推進する取組を、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)として全国の小学校区で実施する。                                                                          |
| 豊かな体験活動推進事業(2003～2007年度)               | 各都道府県に「体験活動推進地域」及び「推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取り組むとともに、「推進地域」及び「推進校」において得られる先駆的な取組を地域ブロックごととの協議会や事例集の作成を通じて広く全国すべての学校に普及させ、全小・中・高等学校等における豊かな体験活動の円滑な展開を推進する。                                                        |
| 青少年長期自然体験活動推進事業(2003～2004年度)           | 青少年の長期自然体験の一層の普及、定着を図るため、地方公共団体が自然体験活動推進団体の協力を得て、青少年が野外活動施設や農家などで、2週間程度の長期間、異年齢集団を編成して共同生活をしながら、野外活動等の自然体験活動に取り組む事業に対して助成をする。                                                                                   |
| 省庁連携子ども体験型環境学習推進事業(2002～2006年度)        | 子どもたちの豊かな人間性を育むため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが継続的な体験活動を自ら企画し行うモデル事業の実施を通して、体験型環境学習を推進する。                                                                                                                      |
| 省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト(2007年度)         | 子どもたちの豊かな人間性をはぐくむため、複数の関係省庁と連携し、地域において関係機関・団体が協働して多様かつ継続的な体験活動プログラムを開発する取組を推進する。                                                                                                                                |
| 文化体験プログラム支援事業(2003～2006年度)             | 都道府県等において、子どもたちが年間を通じて多様な機会に多種の文化にふれあひ体験する文化体験プログラムを作成。実施するモデル事業を支援する。                                                                                                                                          |
| 文化ボランティア推進モデル事業(2006年度)                | 他の文化ボランティア関係者等の取組に資する又は参考となると考えられる事業を実施するとともに、事業の成果を普及し、もって、各地域における文化ボランティア活動の推進を図る。                                                                                                                            |
| 地域人材の活用による文化活動支援事業(2007年度)             | 地域の文化芸術人材を学校や放課後、休日等における子どもたちの文化芸術活動の指導者として活用し、地域で文化活動を支援する体制整備を図る。                                                                                                                                             |
| 伝統文化子ども教室事業(2007年度)                    | 次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて学校、文化施設等を拠点とし、伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供する。                                                                                                                                    |
| 青少年の「社会性」を育むための体験活動総合推進事業(2003～2004年度) | 青少年の「社会性」を育むため、学校教育、社会教育を通じて、社会奉仕体験活動や自然体験活動等の体験活動の機会を効果的に提供する。具体的には、中学校区程度の地域において学校関係者、PTA、青少年団体等の社会教育関係者等が連携協力し、地域の子どもたちが年間7日程度の社会奉仕体験活動に取り組むモデル事業を実施するとともに、非行や不登校等で悩める青少年に対し、自然体験や生活体験等の体験活動に取り組むモデル事業を実施する。 |
| 青少年の自立支援事業(2005～2006年度)                | 青少年が自立した人間として成長するために、青少年の主体性・社会性をはぐくむ社会体験活動、自然体験活動等の体験活動を実施する。                                                                                                                                                  |
| 青少年の意欲向上・自立支援事業(2007年度)                | 青少年が自立した人間として成長することを支援するため、青少年の行動の原動力である意欲や、職業的自立の礎となる社会性をはぐくむ自然体験や社会体験など体験活動の充実を図る。                                                                                                                            |
| 「子どもゆめ基金」事業(2003～2007年度)               | 21世紀を担う夢を持った子どもたちの健全育成の推進を図るため、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに創設した「子どもゆめ基金」により、民間団体が行う体験活動等への助成を実施する。                                                                                                                |

表 3 文部科学省における体験活動の推進に関する主な施策の変遷

|                  | 2003 年度                                            | 2004 年度                                            | 2005 年度                                            | 2006 年度                                            | 2007 年度                                            |
|------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 奉仕活動・ボランティア活動の推進 | 地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業                          | 地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業                          | 地域子ども教室推進事業                                        | 地域子ども教室推進事業                                        |                                                    |
|                  |                                                    | 地域子ども教室推進事業                                        | 地域ボランティア活動推進事業                                     | 地域ボランティア活動推進事業                                     |                                                    |
|                  |                                                    |                                                    | 地域ボランティア活動推進事業                                     | 地域ボランティア活動推進事業                                     |                                                    |
|                  |                                                    |                                                    | 地域ボランティア活動推進事業                                     | 地域ボランティア活動推進事業                                     |                                                    |
| 自然体験活動の推進        | 豊かな体験活動推進事業                                        | 豊かな体験活動推進事業                                        | 豊かな体験活動推進事業                                        | 豊かな体験活動推進事業                                        | 豊かな体験活動推進事業                                        |
|                  | 青少年長期自然体験活動推進事業                                    | 青少年長期自然体験活動推進事業                                    | 青少年長期自然体験活動推進事業                                    | 青少年長期自然体験活動推進事業                                    | 青少年長期自然体験活動推進事業                                    |
| 環境学習の推進          | 省庁連携子ども体験型環境学習推進事業                                 | 省庁連携子ども体験型環境学習推進事業                                 | 省庁連携子ども体験型環境学習推進事業                                 | 省庁連携子ども体験型環境学習推進事業                                 | 省庁連携子ども体験型環境学習推進事業                                 |
|                  |                                                    |                                                    |                                                    |                                                    |                                                    |
| 文化体験の推進          | 文化体験プログラム支援事業                                      | 文化体験プログラム支援事業                                      | 文化体験プログラム支援事業                                      | 文化体験プログラム支援事業                                      | 文化体験プログラム支援事業                                      |
|                  |                                                    |                                                    |                                                    |                                                    |                                                    |
| 青少年の自立支援         | 青少年の「社会性」を育むための体験活動総合推進事業～悩みを抱える青少年を対象とした体験活動推進事業～ | 青少年の「社会性」を育むための体験活動総合推進事業～悩みを抱える青少年を対象とした体験活動推進事業～ | 青少年の「社会性」を育むための体験活動総合推進事業～悩みを抱える青少年を対象とした体験活動推進事業～ | 青少年の「社会性」を育むための体験活動総合推進事業～悩みを抱える青少年を対象とした体験活動推進事業～ | 青少年の「社会性」を育むための体験活動総合推進事業～悩みを抱える青少年を対象とした体験活動推進事業～ |
|                  |                                                    |                                                    |                                                    |                                                    |                                                    |
| 体験活動への助成         | 「子どもゆめ基金」事業                                        | 「子どもゆめ基金」事業                                        | 「子どもゆめ基金」事業                                        | 「子どもゆめ基金」事業                                        | 「子どもゆめ基金」事業                                        |
|                  |                                                    |                                                    |                                                    |                                                    |                                                    |

体験活動の推進に関する政策動向の検証

表4 中学生・高校生の自然体験（学校行事以外）

「何度もした」+「少しした」の合計（％）

| 分類                                     | 活動内容                                   | 学年             | 2003 年度調査    | 2005 年度調査    | 2006 年度調査    |
|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------|--------------|--------------|--------------|
| 自然の中で体を動かし<br>たり楽しん<br>だりする活<br>動      | (a) 山登りやハイキング, オリエン<br>テーリングやウォークラリー   | 中学2年生<br>高校2年生 | 25.0<br>18.3 | 26.9<br>19.2 | 32.7<br>25.2 |
|                                        | (b) 海や川などで泳いだり, ボート・<br>カヌー・ヨットなどに乗ること | 中学2年生<br>高校2年生 | 37.9<br>30.7 | 40.7<br>30.0 | 37.5<br>30.6 |
|                                        | (c) 乗馬や乳しぼりなど動物とふ<br>れあうこと             | 中学2年生<br>高校2年生 | 16.4<br>13.5 | 17.4<br>11.9 | 20.5<br>16.5 |
|                                        | (d) 野外で食事を作ったり, テン<br>トに泊ったりすること       | 中学2年生<br>高校2年生 | 27.0<br>20.7 | 27.8<br>20.2 | 27.7<br>19.6 |
|                                        | (e) スキーや雪遊びなど雪の中での<br>活動               | 中学2年生<br>高校2年生 | 8.3<br>6.6   | 9.3<br>8.0   | 27.3<br>22.5 |
| 自然を観察<br>したり調べ<br>たりする活<br>動           | (f) 昆虫や水辺の生物を捕まえる<br>こと                | 中学2年生<br>高校2年生 | 28.4<br>15.9 | 29.2<br>16.5 | 24.3<br>14.2 |
|                                        | (g) 植物や岩石を観察したり調べ<br>たりすること            | 中学2年生<br>高校2年生 | 15.6<br>8.7  | 16.0<br>9.0  | 17.6<br>11.0 |
|                                        | (h) バードウォッチング                          | 中学2年生<br>高校2年生 | 6.8<br>5.2   | 6.8<br>4.7   | 9.7<br>6.8   |
|                                        | (i) 星や雲の観察                             | 中学2年生<br>高校2年生 | 46.4<br>44.8 | 30.2<br>28.0 | 35.1<br>35.2 |
| 自然のものを<br>採って食<br>べたり加工<br>したりする<br>活動 | (j) 山菜採りやキノコ・木の実な<br>どの採取              | 中学2年生<br>高校2年生 | 9.1<br>5.6   | 9.4<br>6.4   | 12.6<br>7.3  |
|                                        | (k) 魚を釣ったり貝を採ったりす<br>ること               | 中学2年生<br>高校2年生 | 27.4<br>18.0 | 25.3<br>16.4 | 28.3<br>15.6 |
|                                        | (l) 自然の材料を使った工作                        | 中学2年生<br>高校2年生 | 14.2<br>6.4  | 14.8<br>6.8  | 20.9<br>9.2  |
|                                        | (m) 干物・くん製・ジャム作り<br>などの食品加工            | 中学2年生<br>高校2年生 | 7.6<br>5.4   | 8.3<br>5.9   | 12.6<br>8.8  |
| 動植物を育<br>てたり自然<br>の中で働く<br>活動          | (n) 植林・間伐・下草刈りなどを<br>すること              | 中学2年生<br>高校2年生 | 25.9<br>17.8 | 23.5<br>15.9 | 23.0<br>18.0 |
|                                        | (o) 米や野菜を植えたり育てたり<br>すること              | 中学2年生<br>高校2年生 | 17.1<br>10.0 | 16.1<br>10.8 | 18.9<br>13.0 |
|                                        | (p) 米や野菜や果物などの収穫を<br>すること              | 中学2年生<br>高校2年生 | 21.2<br>13.6 | 20.6<br>14.1 | 24.9<br>16.6 |
|                                        | (q) 牧場などで家畜の世話をす<br>ること                | 中学2年生<br>高校2年生 | 2.3<br>2.3   | 2.8<br>2.4   | 4.4<br>5.3   |

もした」+「少しした」が増加傾向にあるものは次のとおりである。

「自然の中で体を動かしたり楽しんだりする活動」では、「(a) 山登りやハイキング, オリエンテーリングやウォークラリー」「(c) 乗馬や乳しぼりなど動物とふれあうこと」「(e) スキーや雪遊びなど雪の中での活動」である。「自然を観察したり調べたりする活動」では「(g) 植物や岩石を観察したり調べたりすること」である。「自然のものを採って食べたり加工したりする活動」では「(j) 山菜採りやキノコ・木の実などの採取」「(l) 自然の材料を使った工作」「(m) 干物・くん製・ジャム作りなどの食品加工」である。「動植物を育てたり自然の中で働く活動」では「(q) 牧場などで家畜の世話をすること」である。

レクリエーション的要素の強い活動や食に関する活動を中心に、体験した割合が微増していることがわかる。その他の内容については、体験度の多少の変動は認められるものの、減少傾向のものはなく、概ね現状維持の状態となっている。ここでは、学校行事以外での体験を聞いているので、学校教育の一環として体験したものを含めればさらに増加すると推察される。

次に、体験活動推進のための支援体制の整備がどのような状況になっているのかを確認する。文部科学省の社会教育調査におけるボランティア登録制度のある施設数を手がかりに考えてみよう(表5)。

主な社会教育施設として、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設に着目する。その結果、4施設ともボランティア登録制度のある施設数と施設数に占める割合が増加傾向にあることがわかる。2005年度の段階で、公民館の約15%、図書館の約60%、博物館の約35%、青少年教育施設の約20%にボランティア登録制

表5 ボランティア登録制度のある施設数  
(施設数に占める割合)

|         | 1999 年         | 2002 年          | 2005 年          |
|---------|----------------|-----------------|-----------------|
| 公民館     | 1,704<br>(8.9) | 2,642<br>(14.0) | 2,859<br>(15.7) |
| 図書館     | 776<br>(29.9)  | 1,450<br>(52.9) | 1,808<br>(60.7) |
| 博物館     | 193<br>(18.5)  | 312<br>(27.9)   | 416<br>(34.8)   |
| 青少年教育施設 | 216<br>(17.1)  | 253<br>(19.4)   | 262<br>(19.8)   |

度があり、活動の場が確保されていることになる。体験活動の中のボランティア活動に焦点を当てると、ボランティア活動のための環境整備が着々と整備されつつあるものと考えられる。

## 5 おわりに

文部科学省は、「学びのすすめ」(2002年)、学習指導要領一部改正(2003年)において、学力を重視する姿勢を示したわけであるが、その一方で体験活動の充実・振興にも力を入れてきたとみることができる。

2003年以降の中央教育審議会や教育再生会議などにおいて体験活動に関する議論が活発に展開されてきた。それを反映させる形で奉仕活動やボランティア活動、自然体験活動、環境学習、文化体験といった体験活動を推進する事業を継続的に行ってきた。その成果の一端として、中学生・高校生の自然体験が徐々にではあるが豊かになりつつあること、また、学習の場・機会の充実という観点からみると、ボランティア登録制度のある社会教育施設が増加傾向にあることが明らかになった。

体験活動の推進に関して一定の成果を収めながら今日に至っているとみることができるわけ

であるが、今後は、体験活動の量的な拡充を図ると同時にその質を深化させることにも目を向けていく必要がある。新学習指導要領の改訂に際しては、その議論の過程で、OECDの示したキー・コンピテンシーが強く意識された。キー・コンピテンシーとは自己実現を図りながら社会生活を営むために必要な能力のことであり、3つのカテゴリー（①自律的に活動する力、②道具を相互作用的に用いる力、③異質な集団で交流する力）が示されている。

各種体験活動によって、異質な他者との交流や異年齢集団における体験は可能になってきた。すなわち、「③異質な集団で交流する力」の素地は培われつつあると考えることができる。その体験活動に子ども自身がどのように関わっているかが次に問題となる。準備された場で一連の体験プログラムをこなすような受動的な関わり方なのか、それとも自分や仲間との相互作用の中から判断基準を設けて意思決定を行い、物事を遂行する場面があるのかといった問題である。学校教育でも社会教育でも、教育活動として行う場合には、教育効果や安全性などへの配慮からどうしても前者の活動に終始しがちな部分がある。それをいかに後者の活動に近づけるかが重要である。そうすることが「①自律的に活動する力」の涵養につながっていくものと思われる。こうした原体験としての直接体験が十分に蓄積されることによって、「環境と効果的に相互作用するため広い意味での道具を活用」すること、「相互作用的に道具を用いるために、各自の目的に合わせて道具を適応させるようにそうした道具をよく理解する」ことといった「②道具を相互作用的に用いる力」の育成が可能になってくるはずである。「②道具を相互作用的に用いる力」には豊富な体験と共に、それを教科学習と結び付けて捉える学力も当然

必要となってくる。ここで体験と学力が融合し、これまでの政策の集大成という形で結実するものと思われる。

文部科学省が政策として進める体験活動によって「③異質な集団で交流する力」の素地は整えられてきた。それを基盤に、プログラム化された体験活動からの脱却を図ることができるか否かが「①自律的に活動する力」の育成に関わってくる。量的拡充から質的深化に体験活動の在り方を転換することで、「①自律的に活動する力」を育てる体験活動が可能になる。今、まさにその転換期に立っているといっても過言ではない。そのためにも、これまでに展開されてきた具体的な実践事例の収集と分析・検証を行い、質的深化を図ることに努める必要がある。

## 参考文献

- 田中耕治・水原克敏・三石初雄・西岡加名恵『新しい時代教育課程』有斐閣、2005
- 山崎保寿・黒羽正見『教育課程の理論と実践』学陽書房、2004
- 天野正輝編『教育課程 重要用語300の基礎知識』明治図書、1999
- 内閣府『平成15年版青少年白書』国立印刷局、2003
- 内閣府『平成16年版青少年白書』国立印刷局、2004
- 内閣府『平成17年版青少年白書』国立印刷局、2005
- 内閣府『平成18年版青少年白書』国立印刷局、2006
- 内閣府『平成19年版青少年白書』時事画報社、2007
- 国立青少年教育振興機構『青少年の体験活動等と自立に関する実態調査』平成18年度調査、2007
- 国立青少年教育振興機構国立オリンピック記念青少年総合センター『青少年の自然体験活動等に関する実態調査』平成17年度調査、2006
- 国立オリンピック記念青少年総合センター『青少年の自然体験活動等に関する実態調査』平成15年度調査、2004
- 青少年教育活動研究会『子どもの体験活動等に関する

るアンケート調査』平成10年7月調査, 1999  
文部科学省『平成11年度 社会教育調査報告書』財務省印刷局, 2001  
文部科学省『平成14年度 社会教育調査報告書』国立印刷局, 2004  
文部科学省『平成17年度 社会教育調査報告書』国立印刷局, 2006  
ドミニク・S・ライチェン, ローラ・H・サルガニク  
編著(立田慶裕監訳)『キー・コンピテンシー  
国際標準の学力をめざして』明石書店, 2006  
山口満編著『子どもの生活力がつく「総合的な学習」

のすすめ方』学事出版, 1999  
伊藤俊夫編『豊かな体験が青少年を育てる』財団法人全日本社会教育連合会, 2003  
南里悦史『改訂 子どもの生活体験と学・社連携』光生館, 2001  
北海道教育大学釧路校教師教育研究会編『教師の『体験』活動』東洋館出版社, 1998  
佐藤真編『体験学習・体験活動の効果的な進め方』教育開発研究所, 2007  
林忠幸『体験的活動の理論と展開』東信堂, 2001